

「今後の青少年の体験活動の推進について（中間報告）」に関する パブリックコメントの実施状況について【概要】

- 【実施時期】 平成24年9月3日（月）～10月3日（水）
【実施方法】 総務省が運営する総合的な行政ポータルサイト「イーガブ」
にて掲載
郵送・FAX・電子メールにおいて受付
【件数】 35団体・個人から合計131件

【主なご意見】

- ・ 体験活動の定義・意義等
（学ぶ意欲の低下やいじめの問題の未然防止などに有効、多様な方法で情報発信を効果的に行う）
- ・ 学校教育
（学習時間の確保など教育課程にさらに盛り込むことは課題が多い、民間や地域の専門家等の活用が必要、地域や民間団体等の大学における取組内容の紹介、ボランティア活動の義務化）
- ・ 教員の指導力向上
（教育実習や単位として体験活動を入れるべき、管理職の意識改革）
- ・ 青年期の体験活動（大学の秋入学）
（社会的な仕組みの中での実施の必要性）
- ・ 理解の促進
（学校現場への中間報告の周知、成果の数値化などの研究の推進）
- ・ 学校・家庭・地域の連携
（学校と他機関との連携は負担増となる、社会教育主事OBの活用、放課後子ども教室・公民館・社会教育施設等の活用）
- ・ 民間団体・民間企業との連携
（廃校等の活用、民間団体の青少年による組織運営の必要性、評価が必要）
- ・ 評価・顕彰制度
（これまでの取組の活用状況の評価が必要、大学生にも意義ある内容にする必要、全国的に受入れる体制が必要）
- ・ 指導者養成
（様々な人がかかわる制度が必要、他の団体・取組とのネットワークの構築）
- ・ 青少年教育施設
（職員の研修制度、「閑散期」の考え方、稼働率の考え方は適切なのか、稼働率の高い施設の事例の検証、民間も含めた各施設間の連携強化）
- ・ 大震災を踏まえた体験活動
（リフレッシュ・キャンプや心のケアなど被災県への継続的・積極的な支援が必要）
- ・ 国際交流
（国際交流のための財政的な支援、インターネット回線を利用したコミュニケーションのための環境整備）
- ・ その他
（行政・企業・家庭等の役割の明確化、法的な根拠の必要性）

**「今後の青少年の体験活動の推進について(中間報告)」に関する
パブリックコメントの実施状況について【概要】**

受付番号	件数	提出者		御意見	該当部分												
		個人	団体		定義・意義等	学校教育	教員の指導力	青年期(大学)	理解の促進	学校・家庭・地域	民間団体・企業	評価・顕彰制度	指導者養成	青少年教育施設	東日本大震災	国際交流	その他
1	1	○		<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告の記載内容は、「日本の青少年に何を求めるのか？」が曖昧 ・社会貢献活動や「不測の事態に臨機応変に対応する力を身に付ける」ための活動を、初等教育のカリキュラムに入れ込んで習慣付け、日本国民としての基礎を構築することが肝要 	○	○											
2	2	○		<ul style="list-style-type: none"> ・特に自然体験活動については生命力を高めるためにも肝要。 ・長期休業中の期間を活用するなど長期で行うことが必要。 ・学校教職員に過度の負担がかからないように配慮が必要。 ・各地域に広がる総合型地域スポーツクラブと小中学校が連携することが望ましい。特に総合型クラブを自然体験学習の活動拠点として育てたり、豊かな経験を持つ地域の高齢者を指導者として育成することで、過疎地域の総合型クラブの育成ひいては地域活性化にもつながる。 	○				○								
3	3	○		<ul style="list-style-type: none"> ・体験活動は、ある程度まとまった時間が必要 ・教師等の不安を不当に増大させるのはよくない。 ・体験活動を現状以上に教育課程に取り込んで強制するのは妥当でなく、学校等は、様々な体験活動事業の開催や情報提供等の多様な体験活動の機会の提供を行うことと、具体的にどのような体験活動を行うかは、生徒等の自由な選択に委ねるべき。 	○												
4	4	○		<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動を体験することで、結果的にボランティア活動の必要性和素晴らしさを実感し、それが「生き抜く力」に反映していくような体験事業の実現を強く希望します。 	○												
5	5	○		<ul style="list-style-type: none"> ・ニート、引きこもり、不登校、うつ病等と体験活動については、安易なチャレンジ体験が逆に拒食や不登校を誘発した事例もある。精神医学と自然体験の専門家同士がお互い理解する必要あり。 ・学校教育と社会教育について、昭和24年以来言い継がれてきた社会教育主事の専門性は、法改正の連続によってその有効性を削がれている状況なので、これをどうにかしないといけないと思う。 	○				○								
6	6	○		<ul style="list-style-type: none"> 1 高等学校生徒における体験活動の重要性 最近では他者との適切な距離感の取り方やコミュニケーションの方法に戸惑いを覚える若者が増加している。高等学校生徒における体験活動は、教科学習と同等、もしくはそれ以上に重要な教育活動であると認識している。 	○	○											
6	7	○		<ul style="list-style-type: none"> 2 体験活動を推進する時間の設定 現状では、指導すべき内容が増加した新学習指導要領実施に伴い、部活動や学校行事等に振り向けられていた時間が減少している。文部科学省内の各部署間で十分な調整を行っていただき、生徒が在籍している限られた時間をどのように配分するのが合理的であるのかを、大局的な見地からお示しいただきたいと考えている。 	○				○								
6	8	○		<ul style="list-style-type: none"> 3 体験活動を実施する場の設定 ・就業体験活動について、体験活動を積極的に行った青少年を(大学等の)学校や(企業等の)社会がしっかりと評価するような仕組み作りをお願いしたい。 ・また、経済団体の中央組織からは「学校からの依頼が少ない」との指摘を受け、学校現場からは「受入先を確保するのに多大の労力を要する」との声が聞こえてきているため、小規模な地域の中で、各組織が職場体験に関する情報交換を積極的に行い連携を強化することが必要。 						○	○						
6	9	○		<ul style="list-style-type: none"> 4 体験活動の指導者養成 ○就業体験以外の体験活動の指導は、教員業務に更なる負担を強いるものである。 ○就業体験の設定業務に関しては、一つの学校に専属とするよりは地域で数人を採用し、コーディネートの作業等を専任で行うようにする方が合理的であると考え。地域への新たな指導者配置をお願いしたい。 	○						○						
7	10	○		<ul style="list-style-type: none"> 青少年の体験活動の定義・意義・効果について 青少年の体験学習について、コミュニケーション能力や規範意識の育成に大きく貢献できるものである。兵庫県が実施している『トライやるウィーク』(職業体験)でもその効果は明らかである。 	○												
7	11	○		<ul style="list-style-type: none"> ・施設について・夏季に利用が集中しているので、積極的な利用調整が必要である。 ・指導者について・社会教育施設に必ず社会教育主事を配置することが重要。高齢者の協力を得ることなどで解決できるのではないか。 ・時間について・夏季休業の短縮でしか対応できないように思える。 ・費用・体験学習の実施には、かなりの費用が必要でその裏づけを明らかにする必要がある 												○	

受付番号	件数	提出者		御意見	該当部分												
		個人	団体		定義・意義等	学校教育	青年期(大学)	理解の促進	学校・家庭・地域	民間団体・企業	評価・顕彰制度	指導者養成	青少年教育施設	東日本大震災	国際交流	その他	
7	12		○	③ 教員の体験活動に関する指導力向上 教員の必要単位として、自然体験、社会活動体験、文化体験など「必修単位」化したり、教育実習として実施するのも良いと考えます。		○											
8	13		○	現在の学校教育だけでは子どもたちを教育して行くことは難しい。地域に根差し、幼児教育から高齢者の生きがいづくりまで、社会教育をプロとしてやって行く自然学校を各地に作るなど地域の力で体験学習をやって行く新たな仕組みが必要。						○							
9	14		○	青少年教育施設についての意見 国立の青少年教育施設の事業の質の向上や教員の体験活動の指導力向上のためにも、民間団体と連携して休校・廃校した学校やゴルフ場等を新たに青少年教育施設として活用することで、既存の国公立施設にも刺激を与え、より良い体験活動の推進が図られると考える。							○		○				
10	15		○	・ボーイスカウト指導者で、大学の非常勤講師として働いているが、報告をもっと学校現場にPRしてほしい。また、学校現場だけではなく、社会全体で青少年を育成していくきっかけとしてこの報告が活用されることを期待します。 ・行政単体で動くのではなく、民間団体との連携、協働を考えている点も重要であると感じています。						○		○					
11	16		○	全体を通じ、初等中等教育段階の比重が大きく、大学生に関わる記述が薄いのではないかと。発達段階に応じて書き分け、図示があると良いのではないかと。						○							
11	17		○	中教審では、学士課程教育に係る答申がまとめられ、「サービスマーケティング、インターンシップ、社会体験活動や留学経験等」の意義・効果について言及されている。そうした内容と整合した議論を深めてはどうか。						○							
11	18		○	既に独自のギャップイヤーを実践している大学などのグッドプラクティスも取り上げてはどうか。							○						
11	19		○	産業界・NPOが連携し、大学生のNPOでの長期インターンシップを奨励する先導的な取り組みの事例があるので、これについても言及されて良いのではないかと。							○		○				
11	20		○	大学入学時の体験活動のみでなく、在学中の休学の積極的な意義づけ、卒業から就職までの期間の利用など、様々な選択肢を示されると良い。							○						
11	21		○	評価・顕彰制度については、大学生にとっても有意義なものとなるよう設計いただきたい。							○		○				
12	22		○	体験活動の指導者養成は大学生の活用との整合性を考えておくべき。これは現在、機構本部で構築されている新指導者養成制度に期待します。										○			
12	23		○	社会教育主事については、コーディネートに専念し、企画指導のできる人材の育成・配置することがその役割であり、社会教育主事だけでなく、より多くの人々が企画指導の役割を担える仕組みが必要。								○					
12	24		○	P18の5行目に書かれているように、国立青少年教育施設の職員の高い質を一定水準以上に保つことは、各施設、各個人の努力にその多くがゆだねられています。この質を担保し、かつ、より向上させるためには、(独)国立青少年教育振興機構がトレーニングの制度を確立する必要があるでしょう。これは、公立施設の職員の質の向上にも寄与する制度となると考えられます。										○	○		
13	25		○	体験活動の意義については、「意義」が何なのか分かりにくい。見出しを付けるなど工夫がほしい。全体として、「意義」を整理し、論理的に述べる必要性を感じる。		○											

受付番号	件数	提出者		御意見	該当部分															
		個人	団体		定義・意義等	学校教育	青年期(大学)	理解の促進	学校・家庭・地域	民間団体・企業	評価・顕彰制度	指導者養成	青少年教育施設	東日本大震災	国際交流	その他				
13	26		○	体験活動をめぐる状況や課題については、学校において体験活動の時間を十分に確保することが物理的に困難になってきている現状を認識する必要がある。		○														
13	27		○	学校・家庭・地域による体験活動の推進については、「命の尊さ:生命尊重」を意義の一つとして強調すると共に、学校の責任、家庭の責任、地域の責任・役割を提言する必要がある。																
13	28		○	東日本大震災を踏まえ、風評被害による利用者の減少や、除染作業等の通常業務外の業務が増加していることなどから、財政的・人材的な援助が不可欠であることを付言していただきたい。																
14	29		○	「閑散期には教育施設を閉じる」について、職員の処遇や業務の効率性についてどのように考えているのか。加えて春夏秋冬それぞれの季節に体験すべき自然があることから、文科省は従来のような春～夏に集団宿泊を集中させる教育課程を見直すべきである。																
15	30		○	p5 冒頭(p3)で「意図的、計画的に提供される体験」という体験活動の定義づけが紹介されながら、ここで「家族行事」「家事手伝い」を「効果的な体験」とすることに違和感を覚える。																
15	31		○	p6 「全力を出す『スイッチ』を入れるチャンスを失っているのではないか」について、全く同感。																
15	32		○	p6 「『働く』ことの意味を実感として理解する必要がある」とあるが、部会では何を、どういう事を「働くことの意味」としているのか。その議論はあったのか。																
15	33		○	p6 「自然と向き合う＝生活の原点」という式は現代では成り立たないのではないか																
15	34		○	p7 「教員の多忙感の増加等の懸念」 → 「それがあるからこそ」の「民間の有効活用促進」を強く訴えたい。																
15	35		○	p10 「進学塾やゲームなどの他の選択肢に比べどのような利点があるかを示して行くことが重要」とあるが、「利点」という視点と共に、「面白い」「興味をそそられる」という事を打ち出すために民間が頑張らないといけないと考える。																
15	36		○	p13 「国においてもその取り組みを支援する必要がある」→具体策として、付与される資格に「国がお墨付きを与える」という事を是非実現させていただきたい。(ex. 環境カウンセラー)																
15	37		○	p14 「安全確保が出来る範囲を可能な限り広げる」というのはとても大切な視点であり、これがないと間違った方向で条例等が作られ、活動が制限されてしまう。																
15	38		○	p15 「多面的な評価」…表現しやすい「稼働率」に対し、より大切な「成果」の部分ほど数値化しにくいというのがしばしば指摘されている所であり、この研究にはもっと力を注ぐべき。																
15	39		○	p17 「被災地の子どもたちの心のケア」…一時のイベント、キャンペーン的な動きにすることなく、「継続と頻度」を競う位の取組をしていただきたい。																
15	40		○	p18 「防災教育の仕組み作り」…「予算措置とセット」を前提に議論を。																

受付番号	件数	提出者		御意見	該当部分														
		個人	団体		定義・意義等	学校教育	青年期(大学)	理解の促進	学校・家庭・地域	民間団体・企業	評価・顕彰制度	指導者養成	青少年教育施設	東日本大震災	国際交流	その他			
15	41	○		p18 「言語活動の充実」…どの段階で始めるかが問題。高校では遅い。具体的な開始時期の設定まで言及してほしい。	○														
15	42	○		p19 ジャンボリーについて、一団体を「政府として積極的に支援を行う必要がある」と言い切る事についての説明は必要ではないか。													○		
16	43	○		※1.「1. 青少年の体験活動の定義・意義・効果について (1)体験活動の定義について」において 下線部分を追加してほしい。 …2つめは、身近な川や山での自然体験活動であり、例えば登山やキャンプ、ハイキング、 魚とり 等といった野外活動…	○														
16	44	○		※2.「1. 青少年の体験活動の定義・意義・効果について (2)青少年の体験活動の意義について」において 下線部分を追加してほしい。 ○自然に対する畏怖の念(又は、心)を育み 、他者や生物への配慮を含め…	○														
17	45	○		文部科学省が、体験活動の機会の提供等の活動を行っている民間企業が参加する委員会を組織し、活動を全国へ広げるための具体的施策の検討を行う場づくりを行うことが重要である。体験活動の機会を提供している民間企業として、このような取組に対して協力は惜しまない。								○							
18	46	○		3. (2)5 指導者養成について ・自治体ごとに体験活動を推進するには、①学校教員、②全体指導者、③関連教育施設の人、④地域の人、⑤保護者と、さまざまな者を巻き込み、役割分担を行うことが重要。そのため、研修では、①～⑤の方を交えて、プログラムを構築する体験が必要である。 ・また、指導者は、安全管理を実施するべきだが、自己発生時の責任は学校にあるべき。										○					
19	47	○		⑤体験活動の指導者養成(13p)についての意見 人材育成として東日本大震災でのボランティア活動をはじめ、学校教育における体験学習などをリードする「ボランティアコーディネーション力」を明文化し体系的に学び資格として身につけることを、もっと具体的に示す必要があると考える。										○				○	
20	48	○		中間報告は、概ね賛同するが、下記いくつかの点も考慮に入れていただきたい。 ・Learning for Life Program 「学校を基盤とする学習」と「仕事を基盤とする学習」の両者を結びつける諸活動の部類に属するLearning for Life(LFL)は、性格形成、自尊心の発展、倫理的な意思決定のプログラムを少年と少女の両方に提供するとしている。米国で開発され高等教育前に行われているLFLの日本での可能性を検証し、リーダーとなる人材育成を大きな目標とし、その活用展開を検討する。														○	
20	49	○		・Youth Involvement Policyの確立(組織の活性化のために) 青少年が体験活動を提供している組織の運営に参画できるようにすることで、世の中の諸問題、ひいてはこの国や地球規模での未来を担う人材が育成できるよう、「Youth Involvement Policy」を確立し、各種青少年団体等においても第三者による評価を定期的に行い、組織が健全に運営できているかをチェックする必要がある。									○						
20	50	○		・自らが考え、自ら行動する若者の育成 若者が自らが考え、自ら行動する力に乏しいのは、全てを学校教育というのに求められた弊害であるので、各種青少年団体等が青少年教育においてフラッグシップをとれるよう支援する必要がある。									○	○					
20	51	○		・社会教育団体の有給職員の能力強化 各種青少年団体等の有給職員の能力が諸外国に比べ低いので、政府としても各種団体職員の研修の義務化などを盛り込む必要がある。											○				
20	52	○		・Youth for Change 変革のための若者がそれぞれの地域社会の変化のエージェントとして若者主導のプログラムを展開する場を構築する。										○					○
20	53	○		・ボランティア活動の義務化 高等教育機関で学ぶ者においては、ある程度のボランティア活動を義務化することを望む。	○														○

受付番号	件数	提出者		御意見	該当部分												
		個人	団体		定義・意義等	学校教育	教員の指導力	青年期(大学)	理解の促進	学校・家庭・地域	民間団体・企業	評価・顕彰制度	指導者養成	青少年教育施設	東日本大震災	国際交流	その他
21	54		○	P8の②の2つ目の○ 教員を目指す学生に対して、全国にある国立、公立の青少年の家等の施設で働く研修を義務づけその費用は国費負担として教員に必要な能力を育成する。を追記できないか。		○											
21	55		○	P13の⑤体験活動の指導者養成 この項に、減少傾向にある社会教育主事の育成を記載し、さらに企業の研修においても社会教育主事の活用をあげるなどして活躍の場や需要を増やすことで減少から増加に転じるよう記載してはどうか。								○					
21	56		○	P15の最後の行 後半「行政としても多面的に支援」とあるが、特に地方の行政機関では、すでに様々な支援を行っている。「国としても多面的に支援」とすべきではないか。									○				
21	57		○	P18の上から2番目の○について 今後発生する東海・東南海・南海地震での被災者の受入のこと、更には、経費の効率化から外部委託が多くなっている施設での食事の提供のことも念頭に、訓練の実施や国としての財政支援について言及すべきでないか。										○			
21	58		○	P18の「6. 今後さらに議論すべき事項」について 「さらに検討を行う必要がある。」とあるが、これだと具体性がない。全国的な活動団体・地域固有のネットワーク団体・国外で活躍している青年等と一緒に議論し、国の施策で必要なこと、地域でないとできないことなどを整理し実行する必要があると思う。													○
22	59		○	体験活動の3つの区分に共通するのは、「非日常性」ではないか。また、「体験活動」によって交流が生じたときには、一方向ではなく双方向の意義が生じるのであり、「教育」は「共育」でもありうる。 指導者養成については、例えば、「一般社団法人 教育支援人材認証協会」等との、学校教育や社会教育、家庭教育における地域からの教育参画を促す指導者養成の取り組みなどとも連携して、指導者養成のためのネットワークの構築などについても触れてもよいと考える。	○							○					
23	60		○	全体的なまとまりや論の展開については、少しばらつきが感じられ、段落内の構成や順序、段落と段落の内容のつなぎなどを工夫するとさらによいものになると思う。		○											○
23	61		○	これまでの青少年の体験活動に関する行政施策の成果や課題についての議論も行うことが有効ではないかと思う。また、目指す青少年像にも触れて良いと思う。		○											○
23	62		○	青少年の体験活動を充実させるために、就園前の子どもを持つ保護者、家庭、保育園、幼稚園、子ども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、企業、国、県、市町村等の役割を具体的に示せるとよりよい提言になるのではないか。		○											○
23	63		○	学校における体験活動の重要性の啓発について、まずは、校長・教頭いわゆる管理職の意識改革が必要である。次に初任研、5年研、10年研の先生方への指導も併せて行うことが必須。			○										
23	64		○	学校において体験活動の機会が十分に確保されにくい理由は、学力向上を最優先課題として教育課程を編成するため、さらには、各教科指導において体験活動を組み入れた単元構成に教材研究、準備・連絡調整などの労力を要するため敬遠されがちであるためと考えられる。			○										
23	65		○	教員の多忙化については、昨今議論されているところであるが、そもそも教員の最も大切な使命は、教科指導いわゆる授業の充実に他ならず、意味のある体験活動を単元内に位置づけることで、知識の習得や理解度の向上、学習意欲の高まりにより影響をおよぼすことを引き続き啓発していくことが大切であると思う。(学習指導の改善)			○										
23	66		○	学校教育における体験活動の充実には、体験活動推進コーディネーターを校務分掌に位置づけることなども有効と思われるが、各学校では、既に数多くのコーディネーター的分掌が割り当てられている。社会教育主事資格を有する教職員OBの活用も考えられる。さらには、各都道府県ごとに体験活動推進連絡協議会(仮称)を開催し、その成果等を全国連絡協議会で紹介しあう機会を設けてはどうか。			○			○							
23	67		○	学校教育と社会教育の連携強化については、まずもって国でいえば、初中局とスポ局、教育課程課と青少年課の連携、各自治体の教育委員会においては、例えば、本県で言えば、義務教育課と社会教育課との連携、各学校では、公民館や社会教育施設との連携などこれまで以上の実効的な連携が望まれる。		○				○							

受付番号	件数	提出者		御意見	該当部分													
		個人	団体		定義・意義等	学校教育	教員の指導力	青年期(大学)	理解の促進	学校・家庭・地域	民間団体・企業	評価・顕彰制度	指導者養成	青少年教育施設	東日本大震災	国際交流	その他	
23	68		○	学校教育を補完するという社会教育施設の役割として、各教科等の体験活動に関するプログラムの開発や理科の自然観察など、すでにあるプログラムを各学年の学習指導要領のねらいに近づけて再構成し、それを各学校の実態に合わせて提供していくなどの努力が求められる。		○												
23	69		○	稼働率向上のため、さらには国民に愛される社会教育施設として、今後ますます国や公立、民間の社会教育施設同士の様々な情報交換などの連携が求められる。														
23	70		○	今後しばらくの間は、公立青少年教育施設についての新たな建設推進・補助等も含めて、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)に対する積極的な支援が必要。また特に原子力災害により、屋外活動の確保が難しい福島県の子どもたちについては、国、県が連携して環境づくり、機会の確保のため継続して支援していくことが必要。														
23	71		○	新しい時代に要請される施設運営の在り方の視点に関しては、稼働率の高い施設の事例を踏まえた検証等を工夫し、今後望ましい施設運営の在り方を具体的に示されると非常にありがたい。														
24	72		○	青少年の体験活動の推進について、大賛成です。														
24	73		○	現在の青少年の体験活動をめぐる状況や課題について 効果・意義や必要性を皆が認識すれば、現状は変わっていく。ぜひ国をあげて、民間も連携し、体験活動の意義を訴えかけていく必要がある。特に教員の意識を変えていく必要がある。														
24	74		○	3-(1)-①学校教育における体験活動の推進 体験活動が、意義ある活動であれば、学習指導要領の記述を必修となるように明記すべきである。														
24	75		○	3-(1)-②教員の体験活動に関する指導力向上 教員は多忙であるので、教員には体験活動の意義を理解することにとどめ、実際には、民間や地域の専門家等を活用・連携して体験活動を推進していくことが必要だ。														
24	76		○	3-(2)-②学校・家庭・地域による体験活動の推進、③民間団体・民間企業との連携 3者の連携は大変重要。特に学校の理解がカギとなる。多くの民間は学校と連携したいと思っている。														
24	77		○	3-(2)-⑤体験活動の指導者養成 公的な資格制度や指導者養成制度を構築することに大賛成である。														
24	78		○	今後さらに議論すべき事項 体験活動を推進するためには、民間の力だけでは限界であるため、法的根拠に基づくことが必要であり、体験活動が推進される法律の整備が望まれる。														
25	79		○	全体として、青少年の体験活動の推進は官民ともに積極的に進めるべきと思います。														
25	80		○	1(2)青少年の体験活動の意義について 青少年の体験活動の意義については、みんながその必要性を再認識することを期待します。														
25	81		○	2. 現在の青少年の体験活動をめぐる状況や課題について 体験活動の機会に「格差」が生じているとの指摘に同意します。														
25	82		○	3-(1)-①学校教育における体験活動の推進 学校教育と社会教育の連携強化は必須と考える。社会教育主事の減少などが指摘されているが、ぜひ、現代に見合った制度なども構築し、推進してほしい。														

受付番号	件数	提出者		御意見	該当部分													
		個人	団体		定義・意義等	学校教育	青年期(大学)	理解の促進	学校・家庭・地域	民間団体・企業	評価・顕彰制度	指導者養成	青少年教育施設	東日本大震災	国際交流	その他		
25	83		○	3-(1)-②教員の体験活動に関する指導力向上 すべてを教員に期待することは難しいが、最低限の体験活動は教員にも必要と考える。そのためにも研修の場(施設)なども必要だと思う。		○												
25	84		○	3-(2)-①体験活動に関する理解の促進 保護者に対する理解促進は重要。				○										
25	85		○	3-(2)-②学校・家庭・地域による体験活動の推進 障害のある子どもの体験活動の推進も積極的な展開を期待したい。					○								○	
25	86		○	3-(2)-③民間団体・民間企業との連携 さまざまな協力者を得るシステムは、体験活動を推進していくうえで必要不可欠であると強く感じる。							○							
25	87		○	3-(2)-④体験活動の評価・顕彰制度の創設 すでにボーイスカウトやガールスカウトで行っているバッジテストなどは体験活動の評価であり、参考にしたたり、活用してほしい。								○						
25	88		○	東日本大震災を踏まえた青少年の体験活動について 防災教育は早急を実施すべきである。また、東京都の都立高校での宿泊防災訓練なども平成24年度から実施される中、他団体などとの連携による取り組みもある。													○	
25	89		○	東日本大震災を踏まえた青少年の体験活動について リフレッシュ・キャンプなどは継続して行っていく必要がある。														○
25	90		○	青少年の国際交流の推進について グローバル化する社会においては、体験活動として国際交流を含めて検討されることに評価する。														○
26	91		○	3(2)①体験活動に関する理解の促進について 特に家庭・保護者に対しては、現状以上の「積極的な情報発信」が強く望まれる。雑誌の力強いコラムや、メディアなどを通してPRし、「井戸端会議」等の口コミ力を考慮した情報発信の方法を考える必要がある。				○										
26	92		○	3(2)④体験活動の評価・顕彰制度の創設について 受け入れる大学や企業側が章について知識がなくては、評価をしてもらうことができない。国の呼びかけを通して、全国的に受け入れる体制が必要だと思われる。									○					
26	93		○	青少年の国際交流の推進について 国際交流には、派遣される側も受け入れる側も、どうしても費用がかかってしまう。多くの青少年が機会を得られるよう、地方公共団体や非営利団体などへの財政的支援が強く必要であるという意見に賛成だ。														○
27	94		○	1(2)青少年の体験活動の意義について 体験活動が青少年期にとって人格形成の基盤づくりにつながるということの周知促進にご配慮願いたい。		○												
27	95		○	現在の青少年の体験活動をめぐる状況や課題について 体験活動の機会に「格差」が起きないように変革していくことを望みます。		○												
27	96		○	3(1)①学校教育における体験活動の推進 学校教育の中に体験活動を取り入れる際に、学校現場の状況を十分に把握することはたいへん重要であると考えます。		○												
27	97		○	3-(1)-②教員の体験活動に関する指導力向上 NPO他、各団体との連携の強化により実現してほしい。指導者とコーディネーターは同一でないと考えるし、スキルも異なる。		○												

受付番号	件数	提出者		御意見	該当部分														
		個人	団体		定義・意義等	学校教育	教員の指導力	青年期(大学)	理解の促進	学校・家庭・地域	民間団体・企業	評価・顕彰制度	指導者養成	青少年教育施設	東日本大震災	国際交流	その他		
29	113	○		青少年の国際交流の推進について 各自治体が小学生・中学生を対象に、普段から外国人と触れ合い、異文化を知る”場所づくり”に取り組むこと。サッカーワールドカップ日韓大会の各国キャンプ地招致がよい例でした。													○		
29	114	○		今後さらに議論すべき事項 「体験活動」というと自然体験活動がクローズアップされがちですが、地域に応じて私たちが子ども達に提供できる「体験」は「心を育む栄養」としてバランスの良いものであるべきではないでしょうか。	○														○
30	115	○		3-(1)-①学校教育における子どもの体験活動の推進 学校教員の多忙についての問題はあつたものの、異なる年齢との交流や地域社会の人々との交流については、学校を中心とした体験活動が有効であるとする。		○													
30	116	○		3-(2)-③民間団体・民間企業との連携による体験活動の推進 広く民間団体・企業と連携することが有効であるとする。様々なアイデアを取り入れることができ、相乗効果も期待できる。									○						
30	117	○		3-(2)-④体験活動の評価・顕彰制度の創設 これまでも多くの制度が創設されているが、それが現実に活用されているかどうか評価を行い、良きところは発展させ、問題点は改善することが大切であるとする。									○						
31	118	○		全体として。 体験活動の推進は、実際、各学校等には浸透率が低く、積極的な所が少ない。		○		○											
31	119	○		3-(1)-2 これから教員になる人だけでなく、現在教員をやられている人にもより一層の強化をすることが必要不可欠ではないか。			○												
31	120	○		東日本大震災を踏まえた青少年の体験活動について 「防災キャンプ推進事業」の強化を期待したい。														○	
31	121	○		今後さらに議論すべき事項 NPO等の団体と、より現実的な展開の構築をする必要があるのではないか。									○						
32	122	○		3-(1)-①学校教育における子どもの体験活動の推進 土曜登校日等、授業数確保のためにいろいろな対策が取られている現状。学校現場の状況を十分に把握して検討することが必要に思ふ。		○													
32	123	○		3-(1)-①学校教育における子どもの体験活動の推進 教員は忙しいため、子どもの体験活動推進にあたっては、地域の方や民間団体等の力を借りることが必要だと思ふ。		○			○	○									
32	124	○		3-(2)-①体験活動に関する理解の促進 休日の過ごし方を決めている保護者に対して「体験活動とその効果」を情報発信していくことが大切だと思ふ。					○										
32	125	○		3-(3) 青少年教育施設の役割・取組について 青少年教育施設は、子どもの体験活動を推進するために必要であると思ふ。「火」一つとっても、扱えるところはほとんどありません。また、防犯的に以前より不安な世の中である今、安心してキャンプができる教育施設はありがたい存在です。														○	
32	126	○		3-(3) 青少年教育施設の役割・取組について 青少年教育施設については、一概に稼働率で図るのはいいかなと思ふ。平日利用の増加を考えると学校と連携しての利用か企業の社員研修等としての利用が考えられると思ふ。														○	

受付番号	件数	提出者		御意見	該当部分												
		個人	団体		定義・意義等	学校教育	教員の指導力	青年期(大学)	理解の促進	学校・家庭・地域	民間団体・企業	評価・顕彰制度	指導者養成	青少年教育施設	東日本大震災	国際交流	その他
33	127		○	<p>・公立の青少年教育施設の職員として、学校との連携、教育委員会との連携、行政との連携等に関しては、大変壁が厚いと感じています。体験活動の意義について、文科省の発信は先にあげた組織を通して届くことはありません。それぞれの行政機関や学校機関にはこの答申が届き、理解されることが一番でしょう。</p> <p>・青少年に生きる力を渡すのは急務です。スピード感と展開力を得るためには、文科省から末端の実務者に届くまでの各機関に対する影響力に尽きると思います。</p>											○		○
34	128		○	<p>(提言) 学校現場に他の生徒児童の授業や学校生活を妨害する子どもに対し登校停止、または、別教室での授業対応をもっと早い段階で実施できるようにすること。保護者にもっと責任を負わせること。</p>													○
35	129		○	<p>体験活動の確実な推進について</p> <p>・国、地方自治体、家庭、学校、青少年団体等がそれぞれの立場で「何をしなければならぬのか」が明確になっていないと思います。具体的な取組の提言に欠けていると思います。特に、学校教育の中で教育課程における体験活動の位置付けを更に明確にして、強化すべきと思います。</p> <p>・また、体験活動の推進に当たっては、これまでにない切り口(健康の保持増進、雇用の創出、地域の活性化など)での新たな取組への提言も必要ではないでしょうか。</p>													○
35	130		○	<p>いじめ問題への未然防止のための体験活動の推進</p> <p>文科省においては、平成24年9月5日に「いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針～子どもの「命」を守るために～」が取りまとめられ、いじめ問題への対応強化のアクションプランの中で、「体験活動の推進」が掲げられています。中教審の「今後の青少年の体験活動の推進について」も、このような視点が必要と思います</p>											○		○
35	131		○	<p>青少年教育施設の役割について</p> <p>国が国立青少年教育施設を設置してきたこと、体験活動の重要性が高まっていることなどを鑑みれば、まずは、国が責任を持って施設を最大限活用されるよう、ハード・ソフト面で積極的な取組を進めることが「適切」と言えるのではないのでしょうか。目先の財政的な観点でもって、施設の存在を否定することは、間違いであると思います。</p>											○		